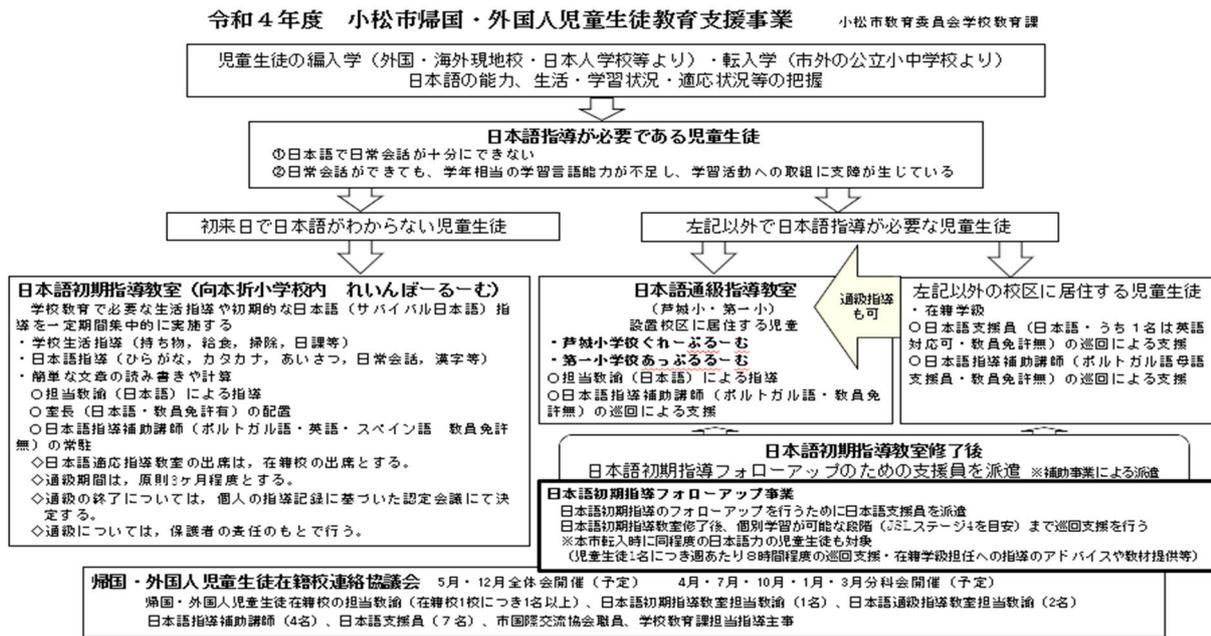


令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【小松市】

令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



○市教委の人員

- ・外国人児童生徒教育担当指導主事 1名
- ・日本語指導補助講師(ポルトガル語母語支援員)4名
- ・日本語支援員(小松市国際交流協会日本語講師に委託)7名

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○帰国・外国人児童生徒在籍校連絡協議会…教育委員会担当者、支援員、学校の担当者、国際交流協会職員等が参加

①全体会(関係者全員が参加)

5月16日(月)15時～

外国人児童生徒教育について・情報共有

実践報告「外国ルーツの子どもたちの理解と支援」向本折小学校 れいんぼーる一む担当教諭

12月1日(木)14時～

講話:「外国につながる子どもたちの 現状と支援の在り方」

講師:京都市教育委員会指導部学校指導課 副主任指導主事 大菅佐妃子 氏

②分科会(日本語指導教室担当者会)

7月22日(金)実践交流・情報交換

12月14日(水)実践交流・情報交換

③分科会(日本語支援員)

毎月第3日曜日13時～15時 定例勉強会(支援方法の共通理解)・情報交換

(2)学校における指導体制の構築

【日本語通級指導】

○対象

- ・日本語指導等が必要と判断される帰国・外国人児童生徒を対象とする。
(初来日で日本語がわからない児童生徒や初期段階の日本語指導が必要な児童生徒)
- ・日本語通級指導教室は小学生を対象とする。
- ・日本語初期指導教室は小学生・中学生を対象とする。

○場所

①日本語通級指導教室

- ・小松市立芦城小学校 ぐれーぷる一む
- ・小松市立第一小学校 あっぷる一む
- ※自校通級以外は、保護者の責任のもとで送迎を行う。

②日本語初期指導教室

- ・小松市立向本折小学校 れいんぼ一む
- ※自校通級以外は、保護者の責任のもとで送迎を行う。
- ※中学生については、保護者の責任のもと、自転車や公共交通機関による通級も可能とする。

○指導者

- ・通級指導は、日本語通級指導教室担当教員及び日本語初期指導教室担当教員が行う。
- ・日本語初期指導教室においては、室長が常駐し、各校との連絡調整にあたる。
- ・日本語初期指導教室においては、日本語指導補助講師(通訳)が常駐し、支援にあたる。
- ・日本語通級指導教室においては、日本語指導補助講師(通訳)が巡回し、支援にあたる。

【訪問指導・通訳支援】

○対象

- ・初めて日本の小・中学校に就学する帰国・外国人児童生徒
- ・日本語による意思疎通が難しく、初期指導が必要と判断される帰国・外国人児童生徒
- ・日常会話はできて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に大きな支障がある帰国・外国人児童生徒
- ・小松市教育委員会が認める児童生徒

○指導者及び通訳

- ・日本語支援員…小松市国際交流協会日本語講師
- ・日本語指導補助講師…小松市教育委員会会計年度任用職員 ポルトガル語母語 4名
- ・通訳サポーター…地域人材をボランティアとして依頼

○訪問日・訪問時間

- ・対象となる児童生徒の状況に応じ、学校と市教育委員会が相談の上決定する。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・「特別の教育課程」について、帰国・外国人児童生徒在籍校連絡協議会にて編成と実施についての留意点の共通理解を図った。
- ・各校にて個別の指導計画を作成し、8月末に中間報告、3月末に年度報告を市教委に行き、市教委が状況を把握した。
- ・年間を通して児童生徒の実態に応じて積極的に計画を見直した。
- ・今年度より個別の指導計画の様式を新しくし、より具体的な実態把握と目標設定ができるようにした。

(4)成果の普及

- ・県教育委員会のホームページに今年度の実践の概要と成果、指導資料等を掲載する。(3月末日掲載予定)

(5)学力保障・進路指導

- ・中学校の進路指導ガイダンス冊子をポルトガル語に翻訳し、進路説明会(市内中学校ごとに1回ずつ)・保護者面談(生徒一人につき、1～2回)に日本語指導補助講師(母語通訳者)が同席した。
- ・小学校の保護者説明会(市内小学校ごとに1回ずつ)の資料をポルトガル語に翻訳し、日本語指導補助講師が同席して当日の説明を行った。
- ・小・中共に保護者が作成する書類等の記入を日本語指導補助講師が補助した。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・ポケットク(AI翻訳機)を日本語指導が必要な児童生徒の在籍校並びに通訳が必要な保護者がいる学校に配備し、児童生徒や保護者とのコミュニケーションに利用した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語初期指導教室を修了した児童生徒が在籍する学校に、初期指導フォローアップのために日本語支援員を定期的に派遣した。
- ・初期指導フォローアップ対象の児童生徒と同等なステージの児童生徒についても、同様の支援を行った。
- ・「JSL評価参照枠」ステージ4に達するまで、週あたり8時間程度の支援を行った。(対象児童生徒一人につき週当たり8時間程度)
- ・ポルトガル語を母語とした日本語指導補助講師が、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校を巡回し、必要に応じて母語での支援を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○成果

- ・市内の関係者が現状や課題を共有することで、小松市全体で連携した支援体制をとることができた。
- ・日本語指導を担う指導者が情報を共有したり協議したりすることで、市全体で安定した日本語指導が実施できた。

○課題

・外国人住民が多い本市であるため、集住地域の学校では外国人児童生徒に対する理解が深まっているものの、散在地域の学校では受け入れにあたって戸惑うことも多い。今後は、研修の対象者を広げることを検討する必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

○成果

- ・日本語初期指導教室を設置し、初歩的な日本語を集中的に指導してから在籍校に通学する体制をとることで、児童生徒が日本で生活するためのサバイバル日本語を早期に身につけることができた。
- ・日本語初期指導教室を学校内に設置していることで、日本の学校生活を間近に見ることができたため、児童生徒が日本の学校生活に早期に慣れることができた。また、日本語初期指導教室室長が保護者の就学への不安について個別に対応することによって解消できた。
- ・日本語初期指導教室修了後に児童生徒を受け入れる在籍校も、前もって児童生徒の状況を初期指導教室から得たり、日本語習得の状況の把握を行ったりすることで、受け入れ後の指導開始が円滑になった。
- ・日本語支援員を定期的に学校に派遣することで、日本語指導が必要な児童生徒に対して個別の日本語指導を行った。
- ・日本語指導補助講師を定期的に学校に派遣することで、児童生徒の母語での会話の機会が保障され、不安の解消につながった。

○課題

・日本語初期指導教室に通室する必要がある児童生徒の入国は突然となるため、人数が増え指導者が不足することも予測しておく必要がある。今後、この体制を長期的に維持していくためには、ボランティアを募集したり、日本語支援員を増員したりするなどの人的資源の充実が不可欠である。

・母語通訳者として、ポルトガル語を母語とする通訳者が市教委に在籍しているが、近年、ベトナム、インドネシア、フィリピンといった東南アジアから来日する児童生徒も増加傾向にあるため、通訳者の母語については他の言語の必要性も多い。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○成果

- ・「特別の教育課程」について共通理解を図ることで、市全体で児童生徒一人一人の実態に応じた指導を実施することができた。
- ・日本語指導が必要な児童生徒の教育に携わる関係者の意識が啓発されるとともに、指導力を向上させることができた。在籍学級の担任や教科担任が日常の授業の中でも日本語指導が行えることに気付き、各校での支援が進んできた。

・文部科学省の「日本語の能力に応じた指導プログラム例」を参考にした指導計画を立てることで、明確な指導目標を指導者同士で共有することができるようになった。

○課題

- ・指導計画を作成するだけでなく、児童生徒の背景を丁寧に聞き取った「児童生徒に関する記録」を各校でより充実させていくことで、一人一人の児童生徒に対するきめ細かな支援につなげていく必要がある。
- ・中学校において、学級担任・教科担任・日本語支援員が連携して支援の方法を検討していくために、より一層情報共有をする必要がある。

(4) 成果の普及

○成果

- ・小松市の日本語指導のシステムを全県で共有することで、今後各市町に日本語指導が必要な児童生徒が転入してきた場合の資料を提供できる予定である。

○課題

- ・本市において作成した資料等を経年的にホームページに掲載していくことで、さらに全県的な共有を図っていく必要がある。
- ・他市町と日本語指導の在り方についての交流を行うことも有効である。

(5) 学力保障・進路指導

○成果

- ・中学校では、日本語指導補助講師が同席し、日本の入試制度について母語で正確に生徒と保護者に伝えたり、懇談したりできているため、生徒が希望した進路について適切な進路指導が行えている。
- ・小学校入学に際しては、入学説明会に同席することで、日本の学校制度についての保護者の不安を取り除くことができている。

○課題

- ・今後もポルトガル語を母語にした児童生徒・保護者に対しては支援を継続していく。

(7) ICTを活用した教育・支援

○成果

- ・各教科の学習や日本語指導の際、児童生徒にとって概念理解が難しい学習用語について、AI翻訳機を活用することで、母語で確認ながら理解を深めることができた。
- ・母語通訳者が派遣できない状況や、母語通訳に対応できない母語であっても児童生徒や保護者と一定のコミュニケーションを図ることができた。

○課題

- ・今後も、必要がある学校に対して配備を拡大していく予定である。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○成果

- ・「初期指導後期」の指導を終えた児童生徒が、「教科につながる初歩的な学習」から「教科につながる基礎的な学習」の指導段階に入るまで、安定して定期的な支援を行うことができ、児童生徒の日本語力の向上につながっている。
- ・母語を用いて会話をする機会を日ごろから学校の中で担保することで、児童の心の安定が図られたり、学習の理解が進んだりした。

○課題

- ・一人一人の児童生徒のきめ細かな支援をするためには、日本語支援員がさらに必要になってくる。今後も小松市国際交流協会と連携しながら、日本語支援員の増員を検討していくべきである。
- ・ブラジルをルーツとした児童生徒以外が近年増加しているため、日本語指導補助講師の母語についても、他の言語の必要性が高くなっている。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	20人 (7校)	17人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		20人 (7校)	17人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
4. その他(今後の取組予定等)							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。